

I 令和5年度版 東社協参考人事給与制度について

1 令和4年東京都人事委員会勧告に伴う令和5年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容

(1) 令和4年東京都人事委員会勧告の内容（令和4年10月）

給料表は4年ぶりに引上げ改定、特別給は3年ぶりに引上げ

① 例月給

- ・公民較差（828円、0.20%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・初任層の引上げに重点を置き、若年層について引上げ改定

② 特別給（賞与）

- ・年間支給月数を0.10月分（4.45月→4.55月）引上げ、勤勉手当に配分

③ 実施時期

- ・給与表の改訂は、令和4年4月1日に遡及して実施する。特別給（賞与）の改訂は、令和4年12月期の期末・勤勉手当から実施する。

(参考)

	令和4年東京都人事委員会勧告		
	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.2	1.025	2.225
12月	1.2	1.125	2.325
計	2.4	2.15	4.55

	令和5年の賞与支給月数		
	期末手当	勤勉手当	計
6月	1.2	1.075	2.275
12月	1.2	1.075	2.275
計	2.4	2.15	4.55

※令和4年の人事委員会勧告では、令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を1.125月分とし（0.1月分引き上げ）、勤勉手当の年間支給月数を2.15月分とすることを示しています。

※ただし、東京都では賞与のうち、勤勉手当において成績率を導入しており、業績評価における評定によって支給月数が異なります。

上記の令和4年東京都人事委員会勧告を準用して、令和5年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

(2) 令和5年度版「東社協参考人事給与制度」

① 給料月額の変更に伴う、東社協参考給料表の変改定（東社協参考給料表は下記東社協ホームページ参照）

② 東社協の独自の基準による1級（A～C表）の存置（平成22年度版より実施）

③ 東社協の独自の基準による4級（A～C表）〔管理職〕・5級（A表）〔施設長〕の存置（平成27年度版より実施）

※東社協発行の「東社協参考給料表」においては、法人の所定内手当（職務手当など）の金額や、所定労働時間等によっては、一部、最低賃金を満たさない号給があり得ます。

※平成31年度より、ホームページの掲載のみとしております。

《参照先》 [東社協ホームページ](#) > [事業案内](#) > [経営相談事業](#) / [経営支援事業](#)

令和5年度版 東社協参考人事給与制度 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

Ⅱ 令和4年度 オンライン開催 社会福祉法人・施設『会計実務＜決算＞研修会』

参加申込受付中

研修の詳細は下記サイトよりご確認の上、お申込みください。

東社協ホームページ <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#a01>

- **講 師** 福社会計サービスセンター 宮内 眞木子氏、福社会計サービスセンター職員
- **視聴期間** 令和4年12月19日（月）10時 ～ 令和5年3月3日（金）17時
*参加者からの事前質問への回答の視聴期間は令和5年2月13日～3月3日を予定
- **参加申込** 参加申込フォームより12月5日（月）までにお申し込みください。

※ 基本プログラムの内容は、令和2年度に実施したものと同一内容ですが、新規プログラムとして受講申込者より事前に受け付けました質問に講師が回答するプログラムを加わっています。ぜひこの機会に決算業務や日頃の会計業務に関する疑問等をご質問ください。

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)



HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)